

**【掲載官報】**

平成 22 年 10 月 14 日 号外第 215 号

**【法令名】**

○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

**【法令番号】**

平成 22 年 10 月 14 日 政令第 211 号

**【管轄省庁】**

財務省

**【施行期日】**

平成 22 年 10 月 14 日

**【制定の根拠規定】**

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第5条第3項及び第6条

**【法令のあらまし】**

\* 趣旨・目的

熊本県、富山県及び鳥取県を題材とする地方自治法施行60周年を記念する記念貨幣の素材、品位、量目並びに形式及び発行枚数を決定した。

\* 要旨

1 地方自治法施行60周年を記念するため発行する500円の貨幣及び1,000円の貨幣のうち、熊本県、富山県及び鳥取県を題材とする貨幣の素材、品位、量目及び形式を定める。

(別表第3関係)

2 地方自治法施行60周年を記念するため発行する1,000円の貨幣の発行枚数を160万枚に改める。

(別表第3関係)

.....